

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、その提供体制についての確保の内容及び実施時期等を定めることとされています。

本市においても、令和6年2月に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

(2) 教育・保育事業の提供区域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市においては、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、引き続き、市全体を1つの区域として設定します。なお、地理的な条件により、定員数を変更した場合は、市全体での確保の内容が変動する可能性があります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

① 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払の防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

② 県との連携

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

(4) 児童人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳までのこどもの人口推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で7,448人となる見込みです。

■児童人口の推計

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	553	543	533	526	516
1歳	529	573	562	552	545
2歳	566	540	585	574	563
3歳	649	575	549	594	583
4歳	612	651	577	550	596
5歳	716	617	657	582	555
6歳	724	721	621	661	585
7歳	743	727	724	624	664
8歳	778	744	728	725	624
9歳	799	783	748	732	729
10歳	811	802	786	751	735
11歳	878	813	804	788	753
合計	8,358	8,089	7,874	7,659	7,448